



不十分な内容の指針に対し緊急集会が開かれた(2019年10月29日)

今年6月にILO(国際労働機関)総会で「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」条約が採択され、日本政府も賛成票を投じた。そして日本国内では、10月21日、労政審(労働政策審議会)雇用環境・均等分科会に「職場におけるパワーハラスメントに関する雇用管理上講ずべき措置等に関する指針の素案」(以下、素案)が提示された。

しかし、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」採択に当たって全会一致で行われた附帯決議(衆参38項目)が今回の素案にはほとんど反映されていない。それどころか、企業のハラスメントを正当化すると批判されるほどの粗末さである。

これを受けて10月29日、「国会審議・附帯決議を反映したハラスメント指針を求める緊急院内集会」が開かれた。その内容を紹介しつつ、今回の素案の問題点を見ていきたい。

職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針の素案

国会論議を反映し ハラスメント防止に実効性ある指針を

▼附帯決議はどこか？

集会は女性、LGBT、障がい者差別などを背景とした様々なハラスメント問題に取り組む活動家や学識者が呼びかけ人となって、実行委員会形式で行われた。

与党の国会議員も参加して「衆参両院の附帯決議が活かされていない」と発言。特に①「労働者」が対象で就活生やフリーランスが明記されていない、②被害を受けた人の「主観」(被害者が受けた言動をいやだと感じる事)への尊重が書かれていない、③SOG I(性的指向・性自認)ハラスメントの記述がない点を各国会議員が指摘した。

三浦まりさん(上智大学教授)は「附帯決議では就活生も対象だったが、指針では対応策が抜けている。就活生の(公的)で広範な)セクシャル・ハラスメント(セクハラ)調査が必要。就活生の5割がセクハラを受け、その7割が相談できていない。恋人の有無や性体験を聞かれる就活生もいる。若者の未来への希望を奪うような就活があってはならない。過去のケースを調べたが、国会審議は指針にきちんと反映されている。今までこんなことはなかった。国会軽視ではない政策にして欲しい」と、国会討論と附帯決議を無視した素案は前代未聞と資料を示した。

▼深刻なハラスメント被害

オリエンタルランド・ユニオンの原告Bさんは東京デイズニードで働く契約社員。過重労働や

パワーハラスメント(パワハラ)で体調を崩し、オリエンタルランドに対し安全配慮義務違反を訴えている。

「5年前に客に指を反対に曲げられる犯罪行為にあったが、『夢の国』は警察を呼んでくれなかった。労災にすると立場が悪くなると言われた。うつになり、PTSDで苦しいため会社に相談したらパワハラが始まった。『ババアは要らない』『病気なら死んじゃえ』と言われても、憧れて就いた仕事なので解雇されたくないから裁判に訴えた」と壮絶なハラスメントの実態を話した。

平田麻莉さん(プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会)は「ハラスメントの実態調査で72.5%がハラスメントに遭い、パワハラが約6%、ほとんどがセクハラだった。フリーは守られず、相談窓口もない。レイプや自慰行為を見せられるといった深刻な被害もある。指針にフリーランスの文言は入ったが、具体例や雇用主の対応義務を明記しないと実効性がない」とし、日本のフリーランスは無法地帯だと指摘した。

LGBTやSOG I、障がい者や外国人労働者への差別やハラスメントについても報告され、「人権後進国」日本の姿が浮かび上がる。直接被害に遭っていないまでも、マイノリティと見なされる事による『人権侵害』が附帯決議には盛り込まれていたが、これも明示されておらず、特に、LGBTやSOG Iについてのアウティング(秘密の暴露)を念頭に置いたプライバシー保護の具体性と措置義務がない点も問題だという。

(※1面続き)

▼ハラスメントにお墨付き?

問題はそれだけではない。過去に賠償事例(有罪)となつた判例を参考にしたのは、パワハラ(パワハラ)の定義が狭くなる。パワハラ防止義務どころか「こまでは大丈夫」と企業にお墨付きを与えているようなものだ。

指針の中で、ハラスメントに該当しないとされた事例は限りなく企業目線(下表参照)。「経営上・管理上必要な理由があればハラスメントではない」と読めるほどであり、ただでさえ人権意識のない

職場で悪用されかねない。

私たちには働く権利がある。尊厳を脅かされたら「NO」という権利がある。その尊厳が守られ、労働権が守られる「ハラスメント指針」が必要である。

ハラスメントは雇用者にとつてもマイナスであることも強調しておきたい。ハラスメントによつて労働者本来の能力が発揮されず、モチベーションは低下し生産性が下がる。創造性が失われ、他社との競争にも大きなマイナスとなるだろう。労働力不足だといえながら労働者の人権を守れない日本。労政審は本気のハラスメント指針を打ち出すべきだ。

(池田万佐代)

「ハラスメントに該当しない」!? トンデモ事例

該当しないとされた事例	問題点
遅刻や服装の乱れなどルールやマナーを欠いた言動が見られ、再三注意しても改善されない労働者に対して強く注意する。	正当な不服申し立てもルール違反とされる恐れがあり、「強く注意」の定義がないことも問題。
企業の業務内容や性質等に照らして重大な問題行動を行なった労働者に対し、強く注意する。	「重大な問題行動」の範囲が曖昧。組合作りや抗議行動、交渉が対象にされる恐れもある。
処分を受けた労働者に対し、通常業務に復帰させる前に、個室で必要な研修を受けさせる。	まさに「追い出し部屋」。これまで違法判決も多数出ており、正当化は許されない。
経営上の理由により、一時的に労働者の能力に合わない簡易な業務に就かせる。	「経営上の理由」としながら、解雇目的で行われる恐れがある。

10月18日午後、安保法制違憲訴訟・女の会の第10回公判が開かれました。これまでの公判には多くの人が駆けつけ、傍聴が抽選になることが多かったのですが、この日は少し空席があるまま開廷。

なんと、今までと違つて裁判長が出てきました。弁護士も、「何も聞いていない」と言い出し、傍聴席はざわつきました。

これまでの裁判長は、1200人の陳述書の提出を辛抱強く待ち、しっかりと読み込み、私たちの声に耳を傾けてくれたものです。意見陳述の場も毎回設けてくれました。しかし、突然の交代劇となつたのです。

すかさず、中野麻美弁護士は「裁判長が交代するとは知らず、失礼いたしました。これまでの主張の要旨と立証内容を口頭で述べさせていただければと思います。

期日を設けていただきたい」とこやかに返しました。

新任の裁判長は、最高裁で人事等事務方を長年やってきた人物。原告も代理人も「送り込まれてきた」と感じたことは否めません。前夜、裁判所からファックスで被告の「文書提出命令申立書に対する意見書4」が送られてくるこ

安保法制違憲訴訟・女の会

突然の裁判長交代劇に驚き

とは普通ではありえません。新任裁判長の指揮かと思われま

その意見書4は「安保法制懇の議事録は公式・非公式を問わず、そもそも公開することを予定していない文書であることからすれば、公務員が職務上知り得た非公知の事項であることは明らかであり、これらが秘密として保護に値

するものであることもまた明らかである」から、証拠調べの必要性がないというものでした。

この裁判では、「集団的自衛権行使を法的に承認する解釈改憲と法案策定から強行採決に至る過程」は、私たち原告一人ひとりが直接当事者として、権利行使の機会を剥奪されたり、リスクや責任

を引き受けさせられるなどの権利侵害を受けてきたと主張してきましたが、相変わらずの肩すかしの返答でした。

最後に、女性ばかりの原告1200人の中に40人の女性会議の会員がいるので、代表して中村ひろ子が口頭意見陳述をしました。2014年7月2日の「集団

的自衛権行使容認」の閣議決定への抗議文を紹介しながら、平和男女平等、核兵器廃絶・脱原発に向けた取り組みをしてきたことが全否定されたことへの怒りだとして、女性会議の歴史を短時間で紹介しました。

安保法制II戦争法が強行採決されたことで自衛隊は軍隊に変質しました。私たち女性会議は現憲法が目指す社会の在り方を全力で追求してきましたが、この戦争法で全否定されました。否定されたことで招来する社会体制は私たち女性の尊厳を、自由を奪うものです。

次の公判は、12月13日13時15分から東京地裁103号法廷。原告証人尋問に福島みずほさん、証人尋問に清未愛紗さんが立つ予定。多くの傍聴をお願いします。

(中村ひろ子)



パトリシア・リクアナンさん

来年は、北京女性会議(第4回国連世界女性会議)から25年。当時、その準備委員会である国連女性の地位委員会(UNCSD)で議長を務めたパトリシア・リクアナンさんが、10月20日、東京・明治大学で講演した(北京25)に向けてJAWW他主催)。

* *

パトリシアさんは全体で5万人近くが参加した北京会議を振り返り「特筆すべきは参加型の会議だったこと」と語った。(政府関係者と)NGOとの間で緊張もあったが、準備段階から公式、非公式の双方で全員で決定する「非階層組織型」の意思決定が行なわれたことは比類のないものだった。

紆余曲折の末、北京行動綱領が承認された瞬間の感動、高揚感は今も残っているという。しかし、当時の約束の多くが守られておらず、未だ世界の貧困層の大多数を女性が占めている指摘。北京会議で論争となった「性と生殖に関する健康と権利」等については未だ賛否両論の課題であり、さらに当時感情的議論となった「性的志向」に至っては、コンセンサスに達する可能性はほとんどないと話した。

会場の男子学生が「フェミニストと聞く怖い印象。男性としてどう関わってあげればよいか」と話すと、パトリシアさんは笑って「人類の平等を追い求め、差別に対して行動を取る人を私はフェミニストだと思っています」と返し、北京会議に参加した「北京ベテ

北京女性会議の功績と課題を確認 — 「北京 + 25」にむけて



ラン」に対し、当時まだ生まれていなかった「北京ベイビー」を、これからの運動にリクルートしていきたいと語った。

* *

講演に続き「北京ベテラン」たちもリレートーク。

橋本ヒロ子さん(JAWW)日本女性監視機構)は、北京行動綱領の成果の一つとして、2000年に採択された女性と平和・安保理決議1325号を挙げた。

船橋邦子さん(北京JAC)は、北京行動綱領ができた背景には、世界のNGOの女性たちのネットワーク、運動の積み重ねがあると強調。

矢澤澄子さん(国際女性の地位協会)は「女性差別撤廃条約の完全な実施には選択議定書の批准が欠かせない。批准すれば、個人通報制度が利用できる、女性への暴力をなくすのに役立つ」と訴えた。

若い世代からも発言があった。

当時小学生だったという草野由貴さんの本業はDV被害者の支援だが、女性と人権全国ネットワークSNSマナージャーでもある。草野さんは「日本に女性運動はなかった」というネットの書き込みに触れ、「ネット上に存在しなければ、ないことになる。『北京会議世代』はネット上はないも当然」と発言。ネット上の性的パッシングで自殺したと見られる韓国のアイドルについて「リアルな世界で支援してくれる人と出会えなかったのでは」。逆に、支援する側はネット上で彼女がされていたことを知らなかったのではないかと指摘。オンラインとオフラインの双方で闘う必要性を訴えた。

広く発信していくこと、次世代につないでいくことの重要性をあらためて確認し合った集会だった。(M)

Climate Crisis-climate change and global warming

今年も暑い夏となった。台風が5つも上陸し、特に台風19号は強大な台風であると予測されていたものの、多くの被害を出す結果となった。各地で河川からの越水が相次いだことは、流域全体の降水量が流域で処理できる容量を超えてしまったことを意味している。

これに関しては、大気中に含まれる水蒸気量の増加などの地球温暖化の影響が表れていると考えられる。地球温暖化の進行を止めるべく緩和の取り組みを進めてゆくのは当然であるが、個別技術的な対応ではなく、これらの環境の変化に対して、我々の社会をこのように作り上げていくかということを考えていく必要がある。

気候はエネルギー収支で決まる

気候とは、地球表面の大気の状態であり、温度と降水量で特徴づけられる。温度とは、熱エネルギーであり、地表のエネルギー量は、太陽から入ってくるエネルギーと、地表から出ていくエネルギーのつり合い(エネルギー収支)で決まる。

地球上でのエネルギーの出入りは、場所によって異なっている。熱帯地域は入ってくるのが多く、極域では、出ていくのが多い。そこで、大気や海洋の運動により熱帯地方のエネルギーが極域に運ばれる。これに伴い日々の気象は変動するのである。気候とは、このような変動を平均した状態であることを覚えておいてほしい。

温室効果ガスと地球温暖化

太陽からの放射は、途中の雲やエアロゾルなどに反射されたり吸収されたりする。雲による太陽光

自然環境システムの変動を見すえた温暖化対応策を

東京大学名誉教授 住 明正



の反射や吸収は、日常生活でも容易に経験できる。

大気中に含まれている温室効果ガスは、地表面から放出される地球放射を吸収する特性がある。そして吸収した後に、再度地表に向けて放射する。温室効果ガスが増加すると、地表面では、前より多くの放射を受け取ることになり、結果的に温度が上昇することになる。

地球放射を吸収する能力は、水蒸気が最も多いが、水蒸気量は自然に決定され、人間活動によって決まらないので、気候システムの内部変数と考えている。そこで、「地球温暖化」というとき、人間活動によって増加している温室効果ガス、二酸化炭素やメタンなどを問題にしているのである。

今後気候はどうなる?

気候は自然の状態でも変動する。ある意味、確率統計的な現象である。この確率統計分布は、昔から一定ということはない。状況に応じて変化すると考えられる。地球が温暖化するということは、気候システムの基本状態が変化することであり、この確率分布が変化することと考えられる。

Climate Crisis-climate change and global warming

巨大台風の被災者から環境活動家に「気候危機から未来を守るのは私たち」



マリネル・スモーク・ウバルドさん

「気候変動ストライキ」をたった1人で始めたスウェーデンのグレタ・トゥーンベリさん。国連での怒りのスピーチは世界中を駆け巡った。今やその動きは広がり、自分たちの未来を脅かす「気候危機」に対する若者たちの意識は高まりつつある。

マリネル・スモーク・ウバルドさんはフィリピン・サマール島出身。2013年11月、フィリピンを襲った巨大台風、ハイエンで自宅を失うなど大きな被害を受けた。

現在は、この経験を機に気候変動のリスクを伝えるために国内外で活動している。2015年にパリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)では、脆弱な国における気候変動の影響についてスピーチをした。

10月6日、都内で開かれたアムネスティ主催の集会で、自身の経験や活動について語った。その一部を紹介する。

今のところの結論は、温暖化に伴い平均値が上昇すると同時に、変動幅も大きくなると考えられている。「異常気象」とは、現在の気候値に基づいて考えられており、確率分布が変化するので、以前より頻繁に起きると考えられている。

降水は、積乱雲などの活動によって生じるので、個々の事象について予測することは難しい。しかしながら、平均状態の変化に伴う予測は言うことができる。例えば、気温が上昇すれば、大気中の水蒸気量の増加により、雨が增加するだろう。また、地形によって生じる雨なども増加する傾向になるだろうと想像できる。

台風の変動に関しては、確定的

なことは言えないが、現在までの研究によれば、より強い台風が発生すること、台風の個数は減る可能性があるということである。台風の個数については、自然の変動があることは知られているが、理由は解明されていないので、さらなる研究を待つ必要がある。

我々を取り巻く環境は、自然環境と社会システムとの相互作用から成り立っている。昔から、気候の変動は繰り返されてきており、人類はそれに対処すべく防災システムを作り上げてきた。しかしながら自然のシステムも変化していくし、社会のシステムも変化している。従って、日々、現在の状況や将来を見据えて、対応策を考えていくことが重要であろう。



台風当時、私は16歳だった。深夜3時頃、津波(高波)が来るかもしれないと避難所に行く。既に多くの人がいた。

電気も食べ物もなく、自宅がなくなると思わず何も持たずに避難したため、本もユニフォームも、大切な物を全て失った。自分のアイデンティティがなくなってしまうと思った。学校には3カ月通えなかった。父は漁師なのに船も失い、海は枯渇して魚もいない。母は生活できないからと去って行った。

気候危機は、未来の話ではない。人権を脅かす要因の一つだ。海水温が上昇し、スーパー台風が普通に来るようになってしまった。今の子どもたちは、私が子どもだった頃のようににもう過ごせない。

COP21で台風ハイエンのサバイバーとして話をしたが、世界のリーダーたちの前で緊張した。話し終えると聴衆は一瞬沈黙、その後立ち上がって拍手を



してくれ、ほっとした。恐れずに声を上げれば、先進国として気候に影響を与えてきた国にも意識を持ってもらえよう。声を上げることの大切さに気づいた。

大学を卒業し、ソーシヤルワーカーとして働くことになっている。かなえたい夢もあるが未来はどうなるのかと不安になる。気候危機を阻止するため、私たちに残された時間は11年しかないという説があるが(英『ガーディアン』紙)、各国はアクションを起こしていない。

日本は、もっと世界の気候に影響を与えることができるはずだ。政府に対して気候危機対策となる法律をつくるよう働きかけるとか、一度しか使わないプラスチックを使わないとか、個人でもできることがある。自分の思いを周囲の人たち、ブログやSNSで広く伝えてほしい。

* 「あなたの力を過小評価しないで。あなたには世界を変えられる力がある」—マリネルさんの熱いメッセージを、私たち一人ひとりが受け止め、具体的に行動する時だ。11月20日には各地で「グローバル気候マーチ」も企画されている。(光)